

第 2 回検討会での議論と修正案

改訂のポイント	委員からのご意見（●）と修正案（→）					
指針						
用語「地球温暖化」	<ul style="list-style-type: none"> ● 文書全体において「地球温暖化」が使われているが、「気候変動」に置き換えてはどうか。（GPN 深津委員、二宮委員） →ご意見に沿って、「 気候変動 」に置き換える。					
ガイドライン						
ネット・ゼロの説明	<ul style="list-style-type: none"> ● カーボンニュートラルとネット・ゼロの定義について、定義が確立していないという状況を説明したほうが理解促進につながる。（三宅委員、GPN 深津委員） → 定義が確立されていない旨を追記する。 <table border="1" data-bbox="517 651 2045 1074"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 651 1245 699">第 2 回検討会資料の修正案</th> <th data-bbox="1245 651 2045 699">修正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 699 1245 1074"> <p>なお、カーボンニュートラルと関連する用語としてネット・ゼロがあり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書等では、ネット・ゼロとは温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの除去量が一定期間において均衡している状態と定義されています。</p> </td> <td data-bbox="1245 699 2045 1074"> <p>なお、カーボンニュートラルと関連する用語としてネット・ゼロがあり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書等では、ネット・ゼロとは温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの除去量が一定期間において均衡している状態と定義されています。ただし、実際には、国や組織等による温室効果ガス排出削減の取組において、カーボンニュートラルとネット・ゼロを同義に使用している場合も違う状態を指して使用している場合もあり、ネット・ゼロについて広く共通した定義が確立されていない状況があります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		第 2 回検討会資料の修正案	修正案	<p>なお、カーボンニュートラルと関連する用語としてネット・ゼロがあり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書等では、ネット・ゼロとは温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの除去量が一定期間において均衡している状態と定義されています。</p>	<p>なお、カーボンニュートラルと関連する用語としてネット・ゼロがあり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書等では、ネット・ゼロとは温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの除去量が一定期間において均衡している状態と定義されています。ただし、実際には、国や組織等による温室効果ガス排出削減の取組において、カーボンニュートラルとネット・ゼロを同義に使用している場合も違う状態を指して使用している場合もあり、ネット・ゼロについて広く共通した定義が確立されていない状況があります。</p>
第 2 回検討会資料の修正案	修正案					
<p>なお、カーボンニュートラルと関連する用語としてネット・ゼロがあり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書等では、ネット・ゼロとは温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの除去量が一定期間において均衡している状態と定義されています。</p>	<p>なお、カーボンニュートラルと関連する用語としてネット・ゼロがあり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書等では、ネット・ゼロとは温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの除去量が一定期間において均衡している状態と定義されています。ただし、実際には、国や組織等による温室効果ガス排出削減の取組において、カーボンニュートラルとネット・ゼロを同義に使用している場合も違う状態を指して使用している場合もあり、ネット・ゼロについて広く共通した定義が確立されていない状況があります。</p>					
オフセット量の決定に関する例示	<ul style="list-style-type: none"> ● オフセット量（比率）の例示として 100%と 125%のみ示されており、100%以下のオフセットが認められないように見えるため、誤解が生じないように 100%以下の部分オフセットも例示したほうがよい。（三宅委員） <table border="1" data-bbox="517 1182 2045 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 1182 1245 1230">修正前</th> <th data-bbox="1245 1182 2045 1230">修正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 1230 1245 1414"> <p><例 算定した排出量が 20 t-CO₂ の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 20t-CO₂（オフセット比率 100%） ● オフセット量 25t-CO₂（オフセット比率 125%）※ <p>※算定した排出量以上の排出量をオフセットすること（カーボンマイナス）</p> </td> <td data-bbox="1245 1230 2045 1414"> <p><例 算定した排出量が 20 t-CO₂ の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ● オフセット量 15t-CO₂（オフセット比率 75%） ● オフセット量 20t-CO₂（オフセット比率 100%） ● オフセット量 25t-CO₂（オフセット比率 125%）※ </td> </tr> </tbody> </table>		修正前	修正案	<p><例 算定した排出量が 20 t-CO₂ の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 20t-CO₂（オフセット比率 100%） ● オフセット量 25t-CO₂（オフセット比率 125%）※ <p>※算定した排出量以上の排出量をオフセットすること（カーボンマイナス）</p>	<p><例 算定した排出量が 20 t-CO₂ の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ● オフセット量 15t-CO₂（オフセット比率 75%） ● オフセット量 20t-CO₂（オフセット比率 100%） ● オフセット量 25t-CO₂（オフセット比率 125%）※
修正前	修正案					
<p><例 算定した排出量が 20 t-CO₂ の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 20t-CO₂（オフセット比率 100%） ● オフセット量 25t-CO₂（オフセット比率 125%）※ <p>※算定した排出量以上の排出量をオフセットすること（カーボンマイナス）</p>	<p><例 算定した排出量が 20 t-CO₂ の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ● オフセット量 15t-CO₂（オフセット比率 75%） ● オフセット量 20t-CO₂（オフセット比率 100%） ● オフセット量 25t-CO₂（オフセット比率 125%）※ 					

	も可能です。	※算定した排出量以上の排出量をオフセットすること（カーボンマイナス）も可能です。				
温室効果ガスの報告制度等におけるクレジットの報告	<ul style="list-style-type: none"> ● SHK 制度及び省エネ法で報告可能なクレジットとして、国内クレジットを記載するなら J-VER も併せて記載すべき。（二宮委員） <p>→報告可能なクレジットとして J-VER を追記する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>修正前</th> <th>修正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度（前略）使用可能なクレジットには、J-クレジット（国内クレジット含む）及び JCM クレジットが挙げられます。</td> <td>①温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度（前略）使用可能なクレジットには、J-クレジット（オフセット・クレジット（J-VER））及び国内クレジット含む）及び JCM クレジットが挙げられます。</td> </tr> </tbody> </table>		修正前	修正案	①温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度（前略）使用可能なクレジットには、J-クレジット（国内クレジット含む）及び JCM クレジットが挙げられます。	①温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度（前略）使用可能なクレジットには、J-クレジット（ オフセット・クレジット（J-VER） ）及び国内クレジット含む）及び JCM クレジットが挙げられます。
修正前	修正案					
①温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度（前略）使用可能なクレジットには、J-クレジット（国内クレジット含む）及び JCM クレジットが挙げられます。	①温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度（前略）使用可能なクレジットには、J-クレジット（ オフセット・クレジット（J-VER） ）及び国内クレジット含む）及び JCM クレジットが挙げられます。					
第三部のタイトル	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三部では、自己宣言の仕組み（カーボン・オフセット宣言）やキャンペーン活動（デコ活）も取り上げており、第三部のタイトルを「透明性及び信頼性を確保する仕組み」とするのはそぐわないため、タイトルを変更したほうがよい。（GPN 深津委員） <p>→ご意見に沿って、第三部のタイトルを「カーボン・オフセットを促進する仕組み」とする。</p>					
「カーボン・オフセット宣言」の説明	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二部は一般論としてカーボン・オフセットの取組を説明する箇所であり、個別の「カーボン・オフセット宣言」の説明があると混乱を招く懸念がある。そのため、「カーボン・オフセット宣言」の説明は第三部にまとめたほうがよい。（二宮委員） <p>→第二部に記載されている「カーボン・オフセット宣言」の内容について、第三部へ移動・集約する。</p>					
用語集	<ul style="list-style-type: none"> ● 「デコ活」や「カーボン・オフセット宣言」を用語集に追加したほうが良い。（GPN 深津委員） <p>→ご意見に沿って、ガイドラインの用語集に追加する。</p>					